

鳥取市気高町遊漁センターの設置及び管理に関する条例（平成16年条例第73号）新旧対照表 第15条関係

改正後							改正前						
○鳥取市気高町遊漁センターの設置及び管理に関する条例 平成16年9月30日 鳥取市条例第73号							○鳥取市気高町遊漁センターの設置及び管理に関する条例 平成16年9月30日 鳥取市条例第73号						
第1条～第16条（略）							第1条～第16条（略）						
別表（第7条関係）							別表（第7条関係）						
1 休憩料							1 休憩料						
区分	4時間以内		6時間以内		6時間を超えるとき		区分	4時間以内		6時間以内		6時間を超えるとき	
	個人	団体	個人	団体	個人	団体		個人	団体	個人	団体	個人	団体
大人	385円	275円	495円	385円	1,100円	1,100円	大人	378円	270円	486円	378円	1,080円	1,080円
小学生	220円	110円	330円	220円	770円	770円	小学生	216円	108円	324円	216円	756円	756円
5歳以上の の幼児	110円	55円	110円	110円	550円	550円	5歳以上の の幼児	108円	54円	108円	108円	540円	540円
備考 団体とは、20人以上とする。							備考 団体とは、20人以上とする。						
2 宿泊料							2 宿泊料						
区分		金額（1人1泊につき）					区分		金額（1人1泊につき）				
大人		3,300円					大人		3,240円				
小学生		2,750円					小学生		2,700円				
5歳以上の幼児		1,375円					5歳以上の幼児		1,350円				
備考 宿泊者の利用時間は、午後4時から翌日の午前10時までとする。							備考 宿泊者の利用時間は、午後4時から翌日の午前10時までとする。						
3 貸室料							3 貸室料						

区分	3時間以内	6時間以内	6時間を超えると き (6時間を超える 部分 1時間につ き)
1 0 畳	1,100円	1,430円	220円
1 2 畳	1,320円	1,760円	220円
1 5 畳	1,650円	2,200円	220円
備考			
1 1時間未満は、1時間とする。			
2 冷暖房設備の利用料金は、1人につき220円とする。			

区分	3時間以内	6時間以内	6時間を超えると き (6時間を超える 部分 1時間につ き)
1 0 畳	1,080円	1,404円	216円
1 2 畳	1,296円	1,728円	216円
1 5 畳	1,620円	2,160円	216円
備考			
1 1時間未満は、1時間とする。			
2 冷暖房設備の利用料金は、1人につき216円とする。			